

県営水道料金のしくみ

県営水道料金は、施設の合理的な利用と水の公平分配を図ることが必要であるため、基本料金と使用料金の二部料金制を採用し、各市町、企業団等から納付していただきます。

①総費用 施設のための費用（資本費）と、それを運営・管理するための費用（維持費）をあわせたものが、水を供給するのに必要な費用です。なかでも、施設づくりには、多くの費用がかかり、総費用（消費税・地方消費税を除く）の約6割を資本費が占めています。

②基本料金 資本費を回収できる金額に見合う料金が基本料金です。この基本料金は、炊事・洗濯・風呂など日常の家庭生活に必要な「基礎水量※1(1人1日200ℓ)」と、それを「超える水量（ある程度、選択性があると考え



② 基本料金



※1 基礎水量 = 前年度末の市町村 × 200ℓ × 県水依存率

※2 使用料金については、2024年10月1日から28円/m³、2026年4月1日から32円/m³に改定する。

経営努力をしています

〈組織の合理化〉 これまでポンプ場の運転を無人化したり、事務所などを統廃合して、維持管理費や人件費などの削減による合理化を進めてきました。

〈業務の合理化〉 工事のコスト縮減を図るとともに積極的に新技術を活用し工期の短縮などによりコスト縮減を図ります。

また、浄水場の排水処理等施設の設計・建設及び運営・維持管理業務にPFI^{*}の導入を進め、愛知用水地域、三河地域及び尾張地域の12浄水場で排水処理施設等のPFI事業を実施しています。

さらに、上水道の6浄水場において運転管理業務の民間委託を導入しております。

※PFI (Private Finance Initiative)
民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のことです。

〈施設の合理化〉 県営水道がスタートしたころにつくられた浄水場の規模は小さく、そのうえ各地に点在していました。

その後の水需要の増加によって小規模な浄水場などの統廃合を行い、効率的な事業運営に努めています。

なお、2006年度には蒲郡浄水場を廃止し、豊川浄水場へ統合しました。

